

阪南市立図書館

基本方針

平成30年7月

基本方針策定にあたって

阪南市立図書館は、平成元年に阪南町立図書館として、町役場横の皿田池跡に、建設されました。それまで阪南町には、旧尾崎住民センター3階に昭和52年に開室した図書室しかなく、大阪府立図書館の図書館未設置自治体対象自動車文庫巡回サービスを受けていました。町内には8つの子ども文庫¹があり、地域の子どもたちへの活動を行いながら、図書館建設のための住民運動を展開していました。その影響もあって、昭和58年総合センタープロジェクトチームが結成され、6年の歳月を経て、平成元年11月3日図書館が、町立文化センターとの複合施設（サラダホール）として開館しました。その後平成3年の市政施行時に、阪南市立図書館と名称変更しました。

現在、阪南市総合計画²の生涯学習分野では「生涯にわたり学び、地域に還元できるまち」を基本目標として掲げています。また平成27年3月に策定した阪南市生涯学習推進計画の基本理念は「まなぶ・はぐくむ・つなぐ 生涯学習のひと・まちづくり」とあり、その中で市立図書館は、生涯学習の拠点として大きな役割を担っています。

近年は、携帯型端末や電子書籍など情報入手方法のIT化が進む一方で、青少年の本離れも大きな問題となっており、従来の「借りる・読む・調べる」という図書館サービスに加えて、利用者の多種多様なニーズを反映させたサービスが望まれています。また、一部の自治体では、指定管理者制度の導入や窓口業務の民間委託化も進んでおり、こうした変化を受けて、平成24年12月に文部科学省より図書館法³第7条の2⁴に基づく「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」が改正・告示され、「市町村立図書館は、その設置目的を踏まえ、社会の変化や地域の実情に応じ、当該図書館事業の実施等に関する基本的運営方針を策定し、公表するよう努めるものとする。」等が示されました。

これらの状況を踏まえ、図書館の今後の指針とするため、阪南市立図書館基本方針を策定しました。

¹ 子ども文庫は民間の個人やグループが自由に設置し、地域の子どもたちに本の貸出などを行っている小規模図書館。個人で運営する家庭文庫、有志グループが運営する地域文庫がある。

² 2012-2021 後期基本計画

³ 昭和25年法律第118号、平成18年6月2日改正法律第50号

⁴ 文部科学大臣は、図書館の健全な発達を図るために、図書館の設置及び運営上の望ましい基準を定め、これを公表するものとする。

第1章 基本理念

阪南市生涯学習推進計画の基本理念は次のとおりです。

「まなぶ・はぐくむ・つなぐ
生涯学習のひと・まちづくり」

第2章 図書館基本方針

基本理念に基づき、次の4つの基本方針を柱として、今後の図書館運営を推進していきます。

基本方針1. 暮らしに役立つ図書館

- (1) 市民の暮らしや学習に役立つ資料・情報の整備と提供
- (2) 高齢者、障がい者、乳幼児等にやさしい環境の整備
- (3) 来館困難な市民への図書館サービスの提供
- (4) 居心地が良いと感じる空間の提供
- (5) 図書館のPRと利用促進

基本方針2. 知的好奇心に応える図書館

- (1) 生涯学習や課題解決を支援する資料の充実
- (2) レファレンスサービス⁵の充実
- (3) 図書館ネットワークを活用しての資料提供
- (4) 各種講演講座等の開催

基本方針3. 子どもの可能性を伸ばす図書館

- (1) 幼い時期から本に親しむ機会の提供と環境の整備
- (2) 読書習慣の形成に向けた支援
- (3) 学校図書館等との連携

基本方針4. 協働と連携を進める図書館

- (1) 市民との協働
- (2) 関連機関との連携
- (3) ボランティアの養成と支援

⁵ 図書館の重要なサービスの一つで、情報や資料を求める利用者に対して、図書館員が、必要とする情報や文献の紹介・提供を行う人的援助サービス。